



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第65号 : 研究特集Ⅱ
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1991, 65, p. 1-8
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78876
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

李柏文書(538B)の冒頭部分

— 李柏文書覚え書(1) —

片山章雄

現在龍谷大学図書館に保管され、重要文化財に指定されている所謂《李柏文書》は、1909年3月あるいは4月に、第二次大谷探検隊隊員の橋瑞超師が樓蘭において発見したものである。この《李柏文書》は、全9行と全12行の書簡の草稿にそれぞれ538Bと538Aの番号が、他の39の断片には8001から8039までの番号が付されている。なかでも538B文書は様々な観点から資料価値が高いとされており、発見当初から報道され、また多くの研究者によって検討されてきた⁽¹⁾。この538B文書の冒頭部分に関して最近一つの小さな解釈を抱くにいたったので、私見を開陳して関係研究者の検討材料としたい。

538Bの第1行は「五月七日海頭西域長史[1][2]」⁽²⁾、第2行は「侯李柏頓首頓首[1][2][3]」と読まれてきた(原文は縦書き、_は抹消されている文字)。このうち第1行の[1][2]に「関内」の2文字が入ることは、「関」の右上の残欠からも、また538Aの第1行や8018の第1行からも明白であり、実際に諸先学の補充もみな一致している。しかし、第2行の[1][2][3]については少々問題が残るところであった。以下に諸先学の代表的な判読ないし補充説を示しておこう⁽³⁾。

「別来」 — 内藤(1910.8)、羽田(1911.6)、王樹枏(1918)、松田寿男(1956.11)、森(1959.6;1959.7)、藤枝(1970.3;1971.10)、小山(1971.4)、孟(1983.5)、宇野(1985.6)、田中(1986.4)、侯(1988.2)

「別」 — Chavannes(1921)、林(1985.2)、孟(1989.9;1990.12)

「別、以、」 — 西川(1954.10;1962.3[書き込みを含めると、「別、分、以、」])

「別分以」 — 陳(1987.12)

「」 — 王国維(1914;1923)、松田南溟(1920.2)、神田(1962.3)、孟(1986)

以上のように、一切判読ないし補充していない説を除くと、問題の3文字の第1字は「別」とされてきており、第2字は「来」とされたことが多かったが、「分」という説もあった。第3字は2人が「以」としている。判読・補充しなかった諸氏のうち、王国維・松田南溟の両氏の説は早期のものであり、孟凡人氏は上掲のように先に「別来」とし、最近「別」としている。「別来」とするのはわが国では継承的であり、単に「別」というのは日本ではあまり見当たらない。「別以」と「別分以」は西川寧氏が提出したといってよく、陳世良氏も西川論文を参照しているので、その解釈を踏襲しているのかもしれない。そこで各々の文字の字形や筆致について若干の検討を加えておきたい。

まず問題の1字目の「別」の字。諸先学は読むとすれば「別」と読んだのであるが、字形からすればその右半分の「刂」は、538Bの第4行第3字・第6行第9字の「到」に現われている。問題の第2行は2度目の「頓首」の「首」あたりから歪みが激しい(次頁の図版参照、以下図版とはこれを目指す)ので何ともいえないが、文書の今の姿では類似しているとはいいきれない。

次に問題の2字目の「来」の字。「来」とする説も多かったが、それならば538Bの第3行第9字として「来」が現われている。ほぼ隣あう2つの文字は、第2行の方にかかなりの歪みを想定しても(図版参照)類似点はない。

同じ2字目として「分」の字。この判読ないし補充については、538Bに2度現われる「今」の字と上部を比較したいところだが、厳密には双方の上部が異なるので字形・筆致の差異も予想され、類似しているか否かの断定は控えざるをえない。

次には3字目の「以」の字。これも538Bの中には比較の対照となる文字を見出すことは不可能である。

以上の検討は、これまでの判読や補充を各文字の字形や筆致からのみ考えたにすぎない。そこで、次は意味的に少し確認しておこう。

一切判読ないし補充しない説を除くと、「別」が共通しているので、この文書（草稿）の発信名義人である李柏は、一度は受信名義人⁽⁴⁾に会っており、「別来」と読む諸先学は、現代語訳すればほぼ「別れて[より]このかた」、「一別以来」などと解釈している⁽⁵⁾。おそらく「別以」と読んだ西川氏、さらに「別分以」と読もうとした同氏や同様に読んだ陳氏も似た解釈だと推測され、後者の場合は「別分」の2字で「わかれて」と理解するのであろう。「別来以」という案は提出されていないと思うが、「以」は「以来」の意味と考えるか、次にある文字とともに意味をなすと考えのかのいずれかであろう。ここで重要なことは、「別」と読みながら、李柏がすでに受信名義人に会っているとは限らないとか、それが手紙の常套句だという指摘はこれまでなかったということである。

それでは、第2行の問題の3文字を字形・筆致と意味を考慮してどのように判読ないし補充すればよいのか、このことに対する私見を述べてみたい。

まず、538B文書に対する全体的な観察から判明することの一つとして、第1行と第2行における文字列の右への斜行があげられる。第3行以降と比較すれば、この冒頭の2行の途中からの斜行は顕著である。また、観察結果の一つとして、文書の右端、すなわち右の輪郭線部分も、ほぼ中ほどからは少し右下方向に曲がっていることが確認できる。さらに、第1行の「西域」の「域」という文字の「土」は、その第1画と第3画の起筆部分が欠損部を挟んで左上に僅かに残っている（以上は図版参照）。

上記の観察から、538B文書は、第1行と第2行の下半部分が右方向ないし右下方向に引き伸ばされて裂けたと考えられ、それがために冒頭の2行の文字列は途中から斜行したと思われる。第1行の「西域」の途中から第2行の問題の3文字にかけての欠損部は、もちろん欠落による穴ではなく、引き伸ばされて裂けた空間なのである。文書が日本に到着し、1911年6月に羽田論文中で初めて写真が公表された時点においても、その後の『西域考古図譜』下巻の写真でも、その姿は現在とほぼ同様であった。私見に誤りなしとして、1953年の重要文化財指定にあたり、皺をのばして裏打ちした時に気付かなかったとしても、致し方ないことであろう。

さて、第2行における問題の3文字の判読ないし補充であるが、上述の判断から裂けた空間がなくなって文字列が直線となるように、同時に文書の右の輪郭線部分もほぼ同内容の8018文書と同様に直線となるように、移動・接合・復原の作業を試みればわかりやすいだろう。作業そのものは確認を請うとして、結果は、右下部分が欠けた①と②の右半分で①、②の左半分と③の右半分で②、③は③の左半分と残存していない部分での1文字、ということになる。

このような復原作業から得られた①②③は、部分的に推測が可能であろう。①は困難を含むので後にして、先に②を推定すると、「久」という文字が考えらよう。「久」は538Bには現われていない



龍谷大学図書館蔵

『太陽』No.360 1991年6月12日
60頁より複写転載

が、冒頭部分に共通の文をもつ538Aの第2行は「頓首、闕久」となっている。接合して「久」と判読した場合、もとの②の左半分に見える「久」の第3画の起筆部分が真下を向いているとの難点もあるが、それは②の右半分をなしている紙片によって、現在の形に接合する時に押されたためであろう。字形と538Aを根拠として「久」とするのが正しければ、①は「別」よりも「闕」とする方がよいかもしれない。「門」をもつ文字は、538Bでは第1行の「闕」の残欠と第7行第8字「聞」がある。538Aは別筆であろうが、「闕」「闕」「問」（2回）が現われる。私見では、別筆の差異と538Bの第2行の2度目の「頓首」の「首」の歪み具合から、また538Aとの共通の文という点から、「闕」と判読することに傾いている。そうだとすれば、意味はもちろん「闕久」で「ひさしく〔会っておらず／会っていないが〕」となる。このように判読すれば、このあたりまでが手紙の常套句だとしてもよく、李柏は受信名義人に会っていなければならないという必要も消え、より柔軟な解釈も開けてくるだろう。最後の③については、「不知問」となっている538Aと文が直接には一致せず、また残存部分が僅かなため、判読は控えておきたい⁽⁶⁾。

以上が《李柏文書》の538Bの冒頭部分に関する、現時点における私見のほぼすべてである。一つ蛇足を加えるならば、1962年時点ですでに「別来」、「別、以、」等の説を知っていたはずの神田喜一郎氏が何故に問題の部分を判読・補充しなかったか、ということである。あるいは文書の現状の姿からは不可能との見識か、と推測もできそうである。538B文書の他の諸問題については、後日稿を改め取り上げてみたい。

(完)

【註】

- (1) 出土地の問題と初期の報道については、拙稿「李柏文書の出土地」『中国古代の法と社会 栗原益男先生古稀記念論集』汲古書院、1988年、参照。
- (2) 第1行中の「海頭」の2字は、おそらく後掲の西川寧氏の解釈以来一般化しているが、初期には「駐鎮」とされたこともあった。その後、わが国では後掲の小山満氏が「駐鎮」とし、長沢和俊氏は一貫して「駐鎮」としているようである（『楼蘭王国』角川書店～徳間書店、1963年1月～1988年1月）。従うべきとは思わないが、今は注記のみしておく。
- (3) 代表的と思われる録文を明示した研究を年月順に掲げ、本文では著者の姓（必要に応じて姓名）と年月で示す。内藤湖南「西本願寺の発掘物」『大阪朝日新聞』1910年8月3日、再録5点あり／羽田亨「大谷伯爵所蔵新疆史料解説（第一回）」『東洋学報』第1巻第2号、1911年6月、再録あり／王国維「附録」『流沙墜簡』東山学社、1914年、再録あり／王樹枏「前涼西域長史李柏書」『新疆訪古録』巻1、1918年／〔松田〕南溟「前涼西域長史李柏書稿跋」『讀書會集帖』第66号、1920年2月／Chavannes, "Appendix A Chinese Inscriptions and Records", *SERINDIA*, Vol. III, Oxford, 1921／王国維「羅布淖爾北所出前涼西域長史李柏書稿跋」『觀堂集林』巻14、1923年、再録あり／西川寧「王羲之前期—李柏尺牘稿を中心として—」『定本書道全集』第3巻、河出書房、1954年10月／松田寿男『古代天山の歴史地理学的研究』早稲田大学出版部、1956年11月、増補版あり／森鹿三「楼蘭出土李柏文書」『書道全集』第3巻、平凡社、1959年6月、再録あり／森「李柏文書の出土地」『龍谷史壇』第45号、1959年7月、再録あり／西川「李柏書稿年代考」『東京教育大学教育学部紀要』第8巻、1962年3月〔東洋文庫研究部事務室の寄贈本には著者の書き込みあり〕／神田喜一郎「中国書道史上より見たる大谷探検隊の将来品について」『西域文化研究』第五、法蔵館、1962年3月／藤枝晃「楼蘭文書札記」『東方学報』京都第41冊、1970年3月／小山満「楼蘭出土の『焉耆一派』文書について」『東洋学術研究』第10巻第1号、1971年4月／藤枝『文字の文化史』岩波書店、1971年10月／孟凡人「李柏文書出土于LK遺址說質疑」『考古与文物』1983年第3期、1983年5月／林梅村編『楼蘭尼雅出土文書』文物出版社、1985年2月／宇野雪村「書道史上からみた尺牘書風 李柏・超済・王羲之らの書をめぐる断章」『別冊墨』第4号、1985年6月／孟「楼蘭簡牘的年代」『新疆文物』1986年第1期、1986年／大平山濤・田中有『木簡 行草書』同朋舎、1986年4月／陳世良「李柏文書新探」『新疆社会科学』1987年第6期、1987年12月／侯燦「西域遺珍

—高昌主客長史陰尚口造寺碑与李柏文書解説『新疆文物』1988年第1期、1988年2月／孟「論李柏文書の年代和出土地点」『中国歴史博物館館刊』第13・14期、1989年9月／孟『楼蘭新史』光明日報出版社・霍蘭德出版有限公司、1990年12月。

- (4) 受信名義人が焉耆王だという確証はない。
- (5) 例えば、松田寿男(1956.11)、森(1959.7)等。また、長沢和俊『楼蘭王国』角川書店、1963年1月(後の復刊とも)、ヘルマン・松田寿男訳『楼蘭—流砂に埋もれた王都』平凡社、1963年10月の訳者の「解説」等。
- (6) ただし、全く推測が不可能なわけではない。接合・復原した③の左半分はもとの③の左半分であるが、これは「思」の残欠とも考えられる(図版参照)。538Aの第2行の「頓首、」の後を、第4行にかけて「闊久不知問(5字)」、「常懷思想(4字)」、「不知親相念(5字)」、「便見忘也(4字)」のように句読して解釈し、538Bの「頓首」の後を「4字」、「4字」と推測し、後者が前者と類似した内容(または常套句)の短縮と考えれば、538Aの名詞「思想」を動詞化し、「思想」と補充・推測することも可能と思われる。「思」は判読の一つの可能性、「想」は補充・推測の一つの可能性としておきたい。

〔付記〕本稿における図版使用にあたっては、龍谷大学図書館と平凡社『太陽』編集部の許可を受けました。ここに記して感謝の意を表わします。

高昌「田畝(得・出)銀錢帳」について(中)

—『吐魯番出土文書』割記(一〇)—

關 尾 史 郎

【内 容】

ここでは二点の「田畝銀錢帳」の内容について検討する。まずは①から。

①は既に述べたように、「姓名(寺院名)＋「田」字＋面積」という様式を基本としていた。このうち面積はそれぞれの保有地か耕作地、あるいは保有・耕作地の面積以外に考えられないが、最高の七畝(康延隆)から最低の六〇歩(和悔頭)まで偏差が大きく、一定ではない。ただし既に楊際平氏が指摘しているように⁽⁷⁾、廣昌寺から良朋悔までの後半部分(集団B)の面積合計四八畝六〇歩は、某怪質から系保悦までの前半部分(集団A)のそれ四七畝二〇歩と近接する。集団Aには実際はこの額に高延敷の分が加算されるから、彼の面積が一畝強であれば、ほぼ一致するという可能性も大いにありうる⁽⁸⁾。すなわち個別単位でみれば面積はまちまちということになるが、集団単位でみると等しく五〇畝弱になるのである。それぞれの末尾にある「出銀錢二文」という文言は、ここに記載されている田土を対象として賦課された負担であることは疑いないが、その具体的な性格はともかく、賦課単位が個人ではなく集団であったとする楊氏の解釈は支持されるべきであろう。すなわち約五〇畝の田土当たり二文の銀錢が賦課されたものと考えられるのである。そして各集団とも、その負担を同日に果たしたのであり、そのことを集団の内訌とともに記録したのが①であったと考えてよいのではあるまいか。

残念ながらここに記載されている田土面積が各個人(戸主の丁男であろうか)・寺院の保有地なのか、それとも耕作地なのかという点について断定を下せる材料はないが⁽⁹⁾、面積があまりにもまちまちなので、耕作地や経営地、すなわち屯田をはじめとする公田という可能性は低いと思う。おそらくは保有地の合計面積が五〇畝程度になるように、できるだけ近隣の戸や寺院をグルーピングして集団を作成し、それに対して銀錢二文という負担を課したものであろう⁽¹⁰⁾。この集団が必ずしも地縁や血縁を基本的な基準としておらず、むしろ便宜的な性格を有していた(その意味では機械的に机上で作成された)ことは、同行輩字とおぼしき樊慶延と樊慶隆(田土面積も二畝半と等しい)のうち、前者が集団Aに、後者が集団Bに所属していることから推測できる⁽¹¹⁾。このことはまた、この負

担が恒常的に賦課される負担ではなく、附加税に含まれるべき性質の負担だったことをも示唆しており、その点においても楊氏の見解を支持するものである⁽¹²⁾。

次は②であるが、こちらのほうは「姓名（以下、身分または官職＋名、あるいは寺院名を含む）＋面積＋「得」字＋「銀錢」＋銀錢額」というのが基本形であった。①に比べると記載事項が若干複雑になっているが、やはり面積がいかなる性格の田土のものであったのか、がポイントになろう。ここではそのことを念頭におきながら、各事項についてやや詳しく検討しておきたい。まずは姓名から。

姓名は現存部分の最終行に「次主簿大憲夏口」とある主簿の某大憲を含めて計四二例に上る（表、参照）。このうち僧侶については二字の僧名の下に「師」字が付され、官員については原則として官職名の下に姓名のうち名だけが記されている（作人についても同じ）。この原則によって類推したものも含めて分類すると、官員九例（麴郎文玉を含む）、僧侶八例、寺院二例、作人三例、鎮家一例、その他（要するに姓名とも明記されており、一般の俗人と考えられるもの）一一例、および不明八例となる。不明のうち、名の部分しか残っていないもの（三例）は官員か一般の俗人かの区別をつけたいが、姓の部分しか残っていないもの（一例）や、姓名のすぐ下が欠損しているもの（四例）は一般の俗人である可能性が高いから（ただし高昌国時代の寺院には、姓を冠した寺院ばかりか、張武備寺のように姓名をそのまま寺院名にしたものがあるので⁽¹³⁾、断定はできない）、実際にはその他がこれよりも数例程度多くなろう。この四二例には重複して記録されているものはなく、また記載順序にもとくに顕著な規則性は認められない。

この姓名に関してとくに注目すべきことは、憲相、寅榛、および衆兒の三名の作人の存在であろう。高昌国時代の作人とは、一般の俗人をはじめ、官員や僧侶、さらには寺院に所有され、相続や売買の対象となった隷属民に対する称谓であった⁽¹⁴⁾。したがって彼らが田土を私的に保有するといったようなことは論理的にみて考えがたいといわざるをえない。ましてや官員や僧侶など本来はその所有者であるべき者たちとともに田土の保有主体として官府から同列に扱われたとはとても考えられない⁽¹⁵⁾。またそれとともに一例だけだが、鎮家が見えていることも、作人と同じような意味で理解が困難であるといえよう。この鎮家とは、程喜霖氏によれば鎮西府のことであるという⁽¹⁶⁾。これは交河郡にあった鎮西將軍府であるが、このような官府がかりに田土を保有していたにせよ、それが一般の俗人と等しく田租を負担し、かつ納入したということも、一般的には考えられないことに属する。以上のことはまた、次に検討する田土面積が保有地のそれではない可能性が高いことを示唆するものである。

さてその田土面積だが、これについても表を参照されたい。面積が判明する三五例中三一例までが三〇歩の倍数になっており、最大が一畝、すなわち二四〇歩で、三五例中二例ある。一方最小は三〇歩で、こちらは四例である。また最も多いのは六〇歩の一六例で、約半数に当たり、三五例の平均は約八三歩⁽¹⁷⁾、一畝のほぼ $\frac{1}{2}$ となる。ところでこれらの数字は、①と比較すると極端に小さく、例えば平均値は①の約三畝半＝八四七歩の一割にも満たない。したがって①の田土面積を保有額とすると、こちらの面積も同じように各個人や寺院の保有地の総額とすることは躊躇される。おそらくそれゆえであろう、楊際平氏は保有田土の総額ではなく、そのうちの葡萄園の面積としている⁽¹⁸⁾。このように解釈したにせよ、作人が名を連ねていることの矛盾を説明することはできまい。ましてや三名の作人の面積が等しく六〇畝であるのに対して、官員（何視子：三〇歩）や僧侶（道鎧師：四〇歩、口嵩師：三〇歩）が彼らよりも狭小な葡萄園しか保有できなかったとは、常識ではとても考えられないことである⁽¹⁹⁾。したがって面積の点からも、この田土は保有地ではなかったと考えざるをえないのである。とすると残る可能性は唯一つ、この田土面積は耕作地のそれを示しているということになる。もちろんその場合、所有主体は公権力であり、おそらくは官田や屯田といった田種に属する田土だったのではあるまいか。姓名の項目に作人の名が見え、かつ田土面積がおしなべて狭小であるという事実を尊重する限り、かかる理解に到達するのはきわめて自然でもあろう。「正史」の断片的な記述に拘泥するあまり、無前提にこの田土面積を保有地と、次の銀錢を田租と考えた多くの先行研究の理解は楊棄されるべきなのである⁽²⁰⁾。

表 將顯守等田畝得銀錢帳記載データ一覧

No	姓	名	面	積	銀錢額	歩／文	No	姓	名		面	積	銀錢額	歩／文
1	□	□	師	B	90歩	2文	29	郎	中	寺	C	240歩	4文半	53歩
2	將	顯	守	A	90歩	3文	30	將	來	□	A	60歩	1文	60歩
3						1文半	31	海	相	師	B	60歩	1文	60歩
4						3文	32	都	真	兒	F	60歩	1文	60歩
5						3文	33							
6	將	顯	祐	A	150歩	3文	34	參	軍	善	A	60歩	1文	60歩
7	道	法	師	B	120歩	3文	35	參	軍	客	A		4文	
8					135歩	3文	36	趙	賢	□	F	2文		
9	馮	伯	相	F	90歩	3文	37	官	人	何	A	30歩		
10	□	□	相	G	120歩	2文	38	安	僧	迦	F	120歩	2文	60歩
11	王	明	惠	F	40歩	2文	39	作	人	憲	D	60歩	1文	60歩
12	趙	郎	文	A	60歩	2文	40	□	□	祐	G	60歩	1文	60歩
13	康	憤	□	G		1文	41	鎮	録	慶	E	240歩	1文半	60歩
14						1文	42	典	嵩	峻	A	60歩	1文	60歩
15	趙	賢	兒	F	60歩	1文	43	□	紹	師	B	30歩	半	60歩
16	賀	憲	兒	F	30歩	1文	44	丁		祐	G	30歩	半	60歩
17	趙	信	惠	G		1文	45							
18						1文	46							
19	令	孤	歡	F	60歩	2文	47	海	法	師	B	60歩	1文	
20	趙	洛	願	F	60歩	1文	48							
21	海	惠	師	B	150歩	1文	49	劉	□	□	G		1文	
22	□	究	居	G	60歩	1文	50	作	人	寅	D	60歩	1文	60歩
23	索	僧	伯	F	60歩	2文	51	作	人	衆	D	60歩	1文	
24	思	懃	□	C	70歩	1文	52						半	60歩
25	道	鍾	寺	B	40歩	1文	53	賀	懷	相	F	60歩	1文	60歩
26						3文半	54	申	保	□	G		1文	
27	曇	昂	師	B	150歩	4文	55	主	簿	大	A		1文	
28							56			憲				

姓名、面積、および銀錢額のうちひとつでも判明するものを掲載した。また掲載順は文書の記載順序に従った。記号は以下のとおりである。A：官員，B：僧侶，C：寺院，D：作人，E：鎮家，F：その他，G：不明。

もっとも作人が保有地はもちろんのこと、耕作地を保証されていたという解釈にさえ疑問はありえよう。その所有者から独立して所有者以外の所有にかかる田土を耕作、さらには経営することになるのだから。しかし「延壽九（六三二）年十一月曹質漢・張參軍作人海富合夏麥田券」（69TAM117:57/3〈録〉『文書』Ⅴ、二四〇頁以下）から明らかなように、作人は自らの所有者（この場合は參軍の張某）から独立し、しかも第三者とともに租佃することさえありえたのである。これは私的な契約であるが、②は公権力との間にもかかる関係が成立しえたことを物語っている。また②では作人がその所有者の名を冠せず単独で表記されているが、これはしかるべき官府に作人とその所有者の名簿が常備されていて⁽²¹⁾、それを参照すれば三名の作人の所有者も容易に確かめることができるため、ここでは省略に従ったと考えるのが妥当であろう。（未完）

【註】

- (7) 楊際平「麹氏高昌土地制度試探」（『新疆社会科学』一九八七年第三、四期）、「麹氏高昌賦役制度管見」（『中国社会經濟史研究』一九八九年第二期）、参照。
- (8) この①の文書は前部が欠損しているが、某犛質が集團Aの冒頭にあるというのがあくまでも前提である。
- (9) 管見の範囲内では、これを耕作地や経営地の面積とする理解は皆無のようで、むしろ盧開萬氏以来、先行研究はいずれも保有地（民田）であることを分析の前提としているように思われる。
- (10) なお保有地とした場合、穀田と葡萄園の合計額か、それとも葡萄園は含まないか、という問題があるが、楊際平、前掲「麹氏高昌土地制度試探」は葡萄園には租酒が別に附加されるから（下、九五頁）、ここには含まれていないとする。しかし穀田にも租酒に相当する租麥や租粟が賦課されるのであるから、楊氏自身が説くようにこの銀錢が附加税であって租麥や租粟の代納でない以上、かかる解釈は説得力を欠くといえよう。少なくとも論理的には穀田に限定して考える必要はない。この他程喜霖氏も、納入の時期からこれを「夏租」としているの、穀田に対する負担と考えているようだが（同氏「吐魯番文書中所見の麹氏高昌の計田輪租与計田承役」〈文化部文物局古文献研究室編『出土文物研究』北京 文物出版社、一九八五年〉）、この銀錢が田租とは考えられないことは本文で述べたとおりである。また楊氏や程氏とは全く反対に、謝重光氏は「經濟作物」栽培用の田土、すなわち葡萄園に対する田租とするが（同氏「麹氏高昌賦役制度考辨」〈『北京師範大学学報』一九八九年第一期〉）、租酒の存在をほとんど無視した見解であり、成立しうる余地はない。なおこの田土が保有・耕作（経営）地であるのか、単なる保有地であるのか、といった点については、残念ながら判断の材料をもたないので、後考を俟ちたい。
- (11) このほか、集團Aに史阿種、康延隆、集團Bには曹某というソグド人らしき名がある。高昌国治下におけるソグド人の存在形態については、なお今後の検討に委ねなければならない点が多いが、荒川正晴氏は「未同化」のソグド人からなる集落の存在を想定している（同氏「トゥルファン出土「麹氏高昌国時代ソグド文女奴隸売買文書」の理解をめぐって」〈『内陸アジア言語と文化の研究』第五集、一九九〇年〉）。荒川氏は「漢化」したソグド人集落については明言を避けているが、唐西州時代の崇化郷の前身となるような定着ソグド人の集落の存在も充分に予測される。したがって史阿種以下の三名が同一の集團ではなく、複数の集團に分属していることも、A B両集團の非日常性を示唆しているのではないだろうか。
- (12) 楊際平、前掲「麹氏高昌賦役制度管見」、参照。
- (13) ②に見えている思麤口寺もそのような事例かもしれない。なお高昌国時代の寺院の名称については、町田隆吉「吐魯番出土文書に見える仏教寺院名について—吐魯番出土文書研究ノート（1）—」（『東京学芸大学附属高等学校大泉校舎研究紀要』第一五集、一九九〇年）、参照。
- (14) 朱雷「論麹氏高昌時期的「作人」」（唐長孺主編『敦煌吐魯番文書初探』武漢 武漢大学出版社、一九八三年）、参照。なお朱氏は作人にはこのほかにも、一般の各種服役者や寺院の雇

傭労働者というふたつの意味があったとするが、前者が成り立たないことは、關尾「田畝作人文書」小考—トゥルフアン出土高昌国身分制関係文書研究序説—」（『新潟史学』第二六、二七号、一九九一年）を、また後者が成り立たないことは、堀敏一『中国古代の身分制—良と賤—』汲古書院・明治大学人文科学研究所叢書、一九八七年、第六章：部曲・客女身分成立の前提、をそれぞれ参照されたい。要するに三名の作人は隷属民以外に考えられないということである。

- (15) もちろん前期均田制下における奴婢給田のような事例もあるが、これは特殊なケースであって、無媒介に一般化することはできないであろう。またこの場合でも奴婢の田租の納入が実際にどのように行なわれ、かつどのように記録されたのか、という点に関しては全くといってよいほど明らかではない。ただ奴婢はともかく、同じく給田対象となった耕牛の場合、その租調の納入が所有者を通じて行なわれたことは疑いなく、それは官府の記録にも反映されていたはずである。
- (16) 程喜霖、前掲「吐魯番文書中所見的麴氏高昌的計田輸租与計田承役」、注釈④。
- (17) 楊際平、前掲「麴氏高昌賦役制度管見」は、田土面積が判明するのは二九例で、平均値は九六・二歩とするが（八三頁）、誤解があるものと思う。
- (18) 楊際平、前掲「麴氏高昌賦役制度管見」。
- (19) 楊際平氏の見解に対する疑問のうち、本文で言及しなかった諸点を整理しておく、第一に、田土面積を保有する葡萄園のそれとすると、租酒とこの銀錢との関係が問われることになるだろう。第二に、田土面積と銀錢額との関係である。楊氏は田土の肥沃度によって三〇歩当たり一文の田土と、六〇歩当たり一文の田土のふたつに大別できると言うが、葡萄園がさらにそのなかでいくつかのランクに分かれていたとは考えられない。それは、楊氏自身が上げている「高昌年次未詳（六世紀末期？）□汚子從麴鼠兒邊夏田・麴鼠兒從□汚子邊舉粟合券」（60TAM326:01/7,01/8〈録〉『文書』V、一五七頁以下）から明らかのように、葡萄園が常田と等価値と看なされていたこと（このことは、「高昌年次未詳（七世紀前期？）侍郎焦朗等傳尼顯法等計田承役文書」（68TAM99:6(a)〔録〕『文書』IV、補遺六四頁以下）からも傍証される）や、五世紀中期、北凉時代の「貲簿」においても、葡萄園をはじめ、桑田、棗田、瓜田などが一律に常田と等しく一畝当たり三斛に換算されていたことなどから、説明されよう（なお「貲簿」については、朱雷「吐魯番出土北凉貲簿考釈」（『武漢大学学报』一九八〇年第四期）、町田隆吉「吐魯番出土「北凉貲簿」をめぐる」（『東洋史論』第三号、一九八二年）などを参照されたい）。第三に、一般の俗人、僧侶、および寺院が保有する葡萄園の面積は、「高昌年次未詳（七世紀前期？）張武順等葡萄畝數及租酒帳」（60TAM320:01/8b〔録〕『文書』III、五〇頁以下）や、「高昌年次未詳（七世紀前期？）苻養寺等葡萄園得酒帳」（60TAM320:01/5,4〈録〉同前、五六頁以下）などから判断する限り、一般的には一畝を下ることはほとんどないのであって、②の平均値八三歩との格差を認めないわけにはいかない。
- (20) 多くの先行研究のなかで唯一、謝重光、前掲「麴氏高昌賦役制度考辨」だけは、本稿と同じく②の田土を公田に属する葡萄園（謝氏の「經濟作物」用田土）とし、銀錢をその佃租としている。しかしその論証方法が本稿とは異なっているばかりか、葡萄園とする結論にも賛同できない。なぜならば、根拠らしい根拠は佃租が銀錢であるということだけだからである。
- (21) 作人とその所有者の名簿（作人名籍）としてはアスターナー一五四号墓出土の七点（〈録〉『文書』III、一三五頁以下）があるが、これについては、朱雷、前掲「論麴氏高昌時代的「作人」」、關尾、前掲「田畝作人文書」小考」（下）、参照。

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)